

事業所向け情報

■事業所で感染のリスクが高くなる状況（感染対策再確認のポイント）

- ① 食事（お茶飲み、軽食を含む）をしながらの会話
- ② マスク無しでの近距離での会話
- ③ 喫煙しながらの会話
- ④ 車の同乗

■事業所で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の対応について

長野県では、感染者の急増を受けて、現在積極的疫学調査を重点化（重症化リスクのある者、高齢者施設、医療機関、クラスター発生施設への対応）しています。

そのため、職場での接触者には、感染者の方から対象の方へご連絡をいただくようお願いをしております。接触者の方には、健康観察や感染対策に留意した行動に努めていただくとともに、症状がでた場合の早期の受診をお願いいたします。

事業所で新型コロナウイルス感染症の感染者（以下、感染者）が発生した場合の対応等をまとめておりますので、ご参照いただき、ご対応くださいますようよろしくお願い申し上げます。

1. 職員から「感染者」になったと連絡を受けたとき

- ・職場内の消毒・換気を行う。（3. 消毒の方法を参照）
- ・職場内に他の職員で体調不良者はいないか確認する。体調不良者がいる場合、医療機関への受診を促す。
- ・接触のあった職員に、健康観察の指示、症状が出た場合の早期受診を呼びかける。

*保健所は現在事業所での重症化リスクのある方以外の疫学調査を行っておりません。

ご負担をおかけいたしますが、事業所内での職員の方々への健康管理や感染対策の継続をお願い申し上げます。

2. 健康観察期間中に症状が出現した場合の対応

- ・健康観察期間中に何らかの症状が出現した場合には、診療・検査医療機関にご相談ください。ご相談されるときは、必ず事前に電話で連絡し、直接受診をすることを避けてください。診療・検査医療機関については、長野県のHPでご確認いただくか、「相談・受診センター」にご相談ください。

- ・診療・検査医療機関リスト（長野県 HP）（リンク）

https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/sinryo_kensa.html

- ・受診相談センターの連絡先（長野県 HP）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/documents/jusinsoudan.pdf>

3. 感染者が発生した場合の事業所の消毒

- ・感染者の机や手で触れた可能性がある物（パソコンのキーボードなど）や場所を効果のある消毒薬や界面活性剤が含まれている洗剤で拭いてください。
- ・共有物（固定電話やコピー機、冷蔵庫の取っ手など）やよく触る場所（ドアノブや照明のスイッチなど）を効果のある消毒薬や界面活性剤が含まれている洗剤で拭いてください。

- ・効果のある消毒薬、界面活性剤について

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku_jokin.pdf（経済産業省）

<https://www.nite.go.jp/data/000111300.pdf>（NITE：製品評価技術基盤機構）

- ・消毒の方法について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/uedaho/documents/syoudokutirasi.pdf>

4. 無症状の接触者が検査を希望する場合の対応

- ・無料検査（薬局、医療機関）や市販の抗原検査キットを活用して検査を行うことができます。抗原検査キットを使用する場合、「体外診断用医薬品」に該当し厚生労働省が認可している製品を使用してください。国が承認した医療用の抗原検査キットは、【体外診断用医薬品】と表示されています。購入を希望する際は、取扱い薬局の薬剤師に相談してください。「研究用」の製品では診断ができませんので、ご注意ください。

- ・無料検査の実施機関は長野県のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>

- ・抗原検査キットの購入について検討されている場合は厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

- * 新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

5. 感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

- ・感染者や濃厚接触者が偏見や差別などの被害あわないように、支援と配慮をお願いします。

6. (参考) 保健所の疫学調査による対応

【「濃厚接触者」とは】

- ・発症日（新型コロナウイルス感染症による何らかの症状（発熱、咳等）が出現した日）の2日前から
 - ① 感染者とマスクを着用せず（感染者と接触した方のどちらかでも）
 - ② 概ね 1.5 m以内の距離で 15 分以上会話をした方 となります。
- ・さらに、（窓やドアを閉めきるなど）換気が悪い、咳をしていた、（歌を歌うなど）大声を出した等があった場合、より感染リスクが高くなります。

（具体例）

休憩室で食事を取りながら会話をした、更衣室でマスクを外した状態で会話をした、喫煙するエリアで近距離で会話をした

（参考）事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf>

【「濃厚接触者」となった場合の対応】

- ・濃厚接触者となった方は、感染拡大防止のため**感染者と最後に接触した日を0日目として5日間、出勤や登校等を含めた外出を控え、自宅待機をお願いいたします。**
- ・濃厚接触者の方には、感染者と最後に接触した日を0日として7日間は、毎日体温測定を行い、症状（発熱、咳、咽頭痛等）が出現しないか健康観察を行ってください。